

完納証明書（様式その2）は、調査項目が多く、窓口でお時間をいただく場合があります。あらかじめ、この用紙で**事前に連絡（FAX）**をお願いいたします。

## 納税証明書（完納証明）仮請求連絡書（FAX）

〔連絡書送付先〕

\_\_\_\_\_ 県税事務所

		※課税番号	
住 所 (法人の場合本社所在地)			
法人の場合 県内事業所所在地			
法人名 (又は氏名)	フリガナ		
代表者名 (法人の場合)			
連 絡 先	電話 ( )	担当課名	
		担当者名	
受け取り希望日	月 日	午前 ・ 午後	

(留意事項等)

- 1 ※印欄は、県税事務所で記入します。
- 2 受け取り希望日の2日前までに、この連絡書をFAXしてください。
- 3 調査の結果、完納の確認が取れない場合は、当方から連絡させていただきます。
- 4 証明書を受け取られる際は、別途納税証明書交付請求書により請求していただくこととなります。
- 5 代理人が請求される場合には、委任状が必要です。
- 6 完納証明手数料として、1枚につき400円の県収入証紙が必要となります。
- 7 確認に時間を要することがありますので、なるべく申告や納付をされている県税事務所に請求してください。

## 納税証明書を請求される方へ

納税証明書は、提出先（県・市役所・役場・銀行等）や使用目的によって様式が異なりますので、御注意ください。

なお、**完納証明書の発行には窓口でお時間をいただく場合がありますので、裏面の仮請求連絡書により事前にFAXをお願いします。**

### <納税証明書の種類>

県税事務所で発行する県税の納税証明書には、下記の様式があります。

	証明書の種類	窓口で提出していただく納税証明書交付請求書の様式	発行する納税証明書の様式
1	県税の種類, 年度毎に税額を証明するもの	第39号様式(その1)	第40号様式(その1)
2	県税すべてに未納のないことを証明するもの(完納証明)		第40号様式(その2)
3	県税の種類ごとに未納のないことを証明するもの		
4	県税の滞納処分を受けたことがないことを証明するもの		
5	自動車税の車検(継続検査・構造等変更検査)用証明書	第39号様式(その2)	第40号様式(その3)又は(その4)

※ 2, 3の証明については、年度指定は一切できません。

※ 県税の納付を、最近(申請前2週間程度)銀行等で行った場合、県税事務所ですぐに納付を確認できないことがありますので、領収書(原本)の御提示をお願いします。

※ 消費税・地方消費税及び法人税の納税証明書の発行は税務署になりますので、管轄する税務署へ申請をお願いいたします。

### 県税事務所のFAX番号及び電話番号

事務所名	FAX番号	電話番号	担当課
中央県税事務所	043-231-4577	043-231-2324	管理課
千葉西県税事務所	043-279-9271	043-279-7111	管理課
船橋県税事務所	047-437-3843	047-433-1275	管理課
松戸県税事務所	047-368-5835	047-361-2112	管理課
柏県税事務所	04-7147-8749	04-7147-1231	管理課
佐倉県税事務所	043-486-9411	043-483-1115	管理課
香取県税事務所	0478-52-6081	0478-54-1314	管理課
旭県税事務所	0479-64-2087	0479-62-0772	管理課
旭県税事務所 銚子支所	0479-25-0568	0479-22-5907	
東金県税事務所	0475-55-3126	0475-54-0223	管理課
茂原県税事務所	0475-22-1759	0475-22-1721	管理課
茂原県税事務所 大多喜支所	0470-82-4664	0470-82-2214	
館山県税事務所	0470-22-3144	0470-22-7117	管理課
木更津県税事務所	0438-23-1673	0438-25-1110	管理課
市原県税事務所	0436-22-2178	0436-22-2171	管理課